



# 競争ルールの検証に関する 報告書2021概要

2 0 2 1 年 9 月  
総 合 通 信 基 盤 局

# 競争ルールの検証に関するWGにおける検討について

## 設置目的・経緯

- 「競争ルールの検証に関するWG」は、「電気通信市場検証会議」の下に、2020年4月設置。
- 電気通信事業法の一部を改正する法律(2019年10月施行)により講じた通信料金と端末代金の完全分離、行き過ぎた囲い込みの禁止等の措置の効果や、モバイル市場に与えた影響の評価・検証を行うことを目的とする。
- 2020年10月、初回の評価・検証の結果を「競争ルールの検証に関する報告書2020」として取りまとめ、公表。
- 2021年も、3月から2回目の評価・検証を行っており、9回の会合を経て、9月に「競争ルールの検証に関する報告書2021」を取りまとめ、公表。

### 【構成員】(50音順)

相田 仁 東京大学大学院 工学系研究科 教授  
大谷 和子 株式会社日本総合研究所 執行役員 法務部長  
大橋 弘 東京大学 公共政策大学院 院長  
北 俊一 株式会社野村総合研究所 パートナー  
佐藤 治正 甲南大学 名誉教授

関口 博正 神奈川大学 経営学部 教授  
長田 三紀 情報通信消費者ネットワーク  
(主査) 新美 育文 明治大学 名誉教授  
西村 暢史 中央大学 法学部 教授  
西村 真由美 全国消費生活相談員協会 IT研究会 代表

## スケジュール(想定)

3月	4月		5月		6月		7月・8月		9月
3/29 第15回	4/16 第16回	4/26 第17回	5/17 第18回	5/31 第19回	6/9 第20回	6/23 第21回	7/9 第22回	7/14~8/17	9/15 第23回
●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
検証開始	事業者ヒアリング①	事業者ヒアリング②	事業者ヒアリング③	論点整理①	論点整理②	論点整理③	報告書(案)	パブリック コメント募集	報告書取りまとめ

※4月26日の第17回会合は、「消費者保護ルールの在り方に関する検討会」と合同で開催

- モバイル市場の競争の促進及び電気通信市場の環境の変化に対応した利用者利益の保護を図るための電気通信事業法の一部を改正する法律※(2019年5月10日成立・5月17日公布)が2019年10月1日に施行。  
※衆・参ともに全会一致で成立。

## 改正法による措置

移動電気通信役務について、携帯電話事業者・販売代理店に対して、以下の規律を設け、公正な競争を促進。

### ① 通信料金と端末代金の完全分離

- 端末の購入を条件とする通信料金の割引を禁止
- 通信役務の締結を条件とする端末代金の値引き等の利益の提供等を禁止

### ② 行き過ぎた囲い込みの是正

- 契約の解除を不当に妨げる提供条件を約することを禁止

※ このほか、販売代理店の届出制度の導入及び事業者・代理店の勧誘の適正化に係る措置も実施。

## 禁止行為の具体的な内容

(従来)通信料金を原資とした過度な値引き・キャッシュバック(例:10万円端末の0円販売等)



禁止される「利益の提供の内容」

→ 端末代金の値引きの上限 2万円 等

(従来)4年縛り契約、違約金9,500円



禁止される

「契約の解除を不当に妨げる提供条件の内容」

→ 期間拘束は2年まで、違約金※の上限 1,000円

期間拘束ありプランとなしプランの値差170円/月 等

※ 違約金とは、期間拘束のある契約を解除する場合に支払いを要する金銭。

## 「モバイル市場の公正な競争環境の整備に向けたアクション・プラン」(概要)

(2020年10月27日公表)

### 1. 基本的な考え方

- 携帯電話は生活必需品となり、国際的に遜色がない水準で国民・利用者にとって分かりやすく納得のできる料金・サービスの実現が必要。
- 総務省は、モバイル市場における公正な競争環境を確保するため、以下の事項を強力に推進。
- 携帯電話事業者においても、公正な競争環境の下、各自の経営判断に基づき、不断の取組みを行うことが期待される。

### 2. 具体的な取組み

#### 【第1の柱】 分かりやすく、納得感のある料金・サービスの実現

#### 利用者の理解を助ける

- ア 過度に複雑な料金プランやサービスは、利用者の正確な理解や適切な選択の妨げ。
- イ 公正な競争は、利用者が料金やサービスの内容を理解できることが前提。

- ① 改正事業法の着実な執行(通信料金・端末代金の完全分離)【本年秋に指針改正】
- ② 誤解を与える表記の是正(「頭金」問題等)【年度内に調査し、是正】
- ③ 消費者の一層の理解促進(ポータルサイト構築)【年内に構築、順次拡充】
- ④ 中古端末を含めた端末流通市場の活性化【引き続き実施】

#### 【第2の柱】 事業者間の公正な競争の促進

#### 多様で魅力的なサービスを生み出す

- ア ネットワークの使用料(接続料等)は、MVNOによる料金設定を左右。適正性の十分な確保が必要。
- イ MNO間の公正な競争環境の整備が必要。

- ① データ接続料の一層の低廉化(3年間で5割減)【年度内検討開始】
- ② 音声卸料金の一層の低廉化【来夏までに検証結果公表】
- ③ 周波数の有効利用の促進【本年度中に検討開始】
- ④ インフラシェアリングの促進【引き続き実施】

#### 【第3の柱】 事業者間の乗換えの円滑化

#### 乗換えを手軽にする

- ア 公正な競争には、現に加入している契約に過度に縛られずに乗り換えられる環境の整備が重要。
- イ 過度な期間拘束や引き留め、コスト負担、固定と携帯のセット割引等による過度な囲い込み等の課題が指摘。
- ウ スイッチングコストを低下させるための取組が必要。

- ① 改正事業法の着実な執行(過度の期間拘束の禁止)【四半期毎に進捗を管理】
- ② 番号持ち運び制度(MNP)の利用環境の整備【来年度より指針施行】
- ③ キャリアメールの持ち運び実現の検討【年度内に検討】
- ④ SIMロック解除の推進【今秋以降、検討の場を設置】
- ⑤ eSIMの促進【来夏までに指針を公表】
- ⑥ 固定と携帯のセット割引等の検証【今秋以降実施】

### 3. 今後の進め方

- 公正取引委員会や消費者庁と協力するとともに、今後の電波の割当ての際に上記2. の取組みを審査し、条件の実施状況を着実に検証する。
- モバイル市場の競争状況については、毎年検証し、必要に応じて、取組の見直しや追加的な対策を取りまとめる。

## 携帯電話料金の低廉化に向けた二大臣会合について

- 携帯電話が国民の生活必需品となる中、家計負担の約4%を占める携帯電話料金の低廉化に向けた環境整備を図るため、総務省、公正取引委員会及び消費者庁が連携・協力し、モバイル市場の健全な発展に向けた取組を強力に推進することを目的として、「携帯電話料金の低廉化に向けた二大臣会合」(以下「二大臣会合」という。)を開催。(2020年12月9日:第1回、2021年6月29日:第2回)
- 二大臣会合の下に、3省庁等の局長級職員で構成する共同検討チームを設置し、検討事項に関する進捗状況の共有、新たな課題への対応方針の調整等を行い、適宜、二大臣会合に報告を行う。  
(2020年12月9日:第1回(二大臣会合と合同開催)、同年12月24日:第2回、2021年3月10日:第3回、同年5月11日:第4回、同年6月29日:第5回(二大臣会合と合同開催))



### 携帯電話料金の低廉化に向けた二大臣会合

#### 構成員

- ・ 総務大臣
- ・ 内閣府特命担当大臣 (公正取引委員会、消費者庁担当)

#### 主な検討事項

- ① 事業者間の乗換え及びプラン・ブランド間の変更の円滑化
- ② 消費者による合理的な選択の促進
- ③ その他必要と考えられる事項

### 共同検討チーム

#### 構成員

- ・ 総務省総合通信基盤局長
- ・ 公正取引委員会事務総局経済取引局長
- ・ 消費者庁次長

検討事項に関する進捗状況の共有  
新たな課題への対応方針の調整 等

適宜、報告

- LTE契約数が減少する一方、5G契約数は増加。MVNOのシェアは対前期比で0.1ポイント減。
- 各社が低廉な新料金プランを提供開始、料金競争が活発化。国際的にも遜色のない料金水準。
- 利用者による事業者乗換えや料金プランの変更の動きが活発化。
- MNO3社の新料金プラン等 (※) への移行の多くは同一事業者内での料金プラン・ブランドの変更。

※ NTTドコモ (ahamo)、KDDI (povo、UQモバイル)、SoftBank (LINEMO、ワイモバイル) のことをいう。

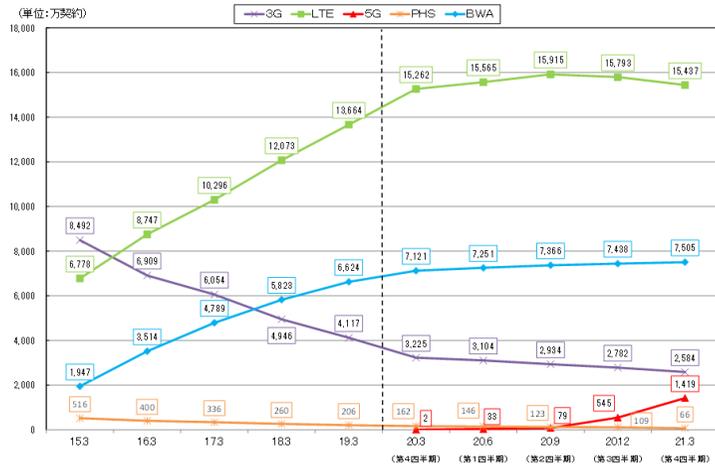
## 分析・検証結果

- LTE契約数は2020年9月以降減少に転じた。その一方で、5G契約数は増加、2021年3月末で1,419万に。
- MVNOのシェアは2021年3月末で13.4%。2020年12月末との比較で0.1ポイント減。
- MNO3社のオンライン専用プランの発表を皮切りに、2021年2月以降、MNO及びMVNO各社が低廉な新料金プランの提供を開始、料金競争が活発化。国際的にも遜色のない料金水準に。
- 2021年春に新規契約数・契約解除数が大きく増加、利用者による事業者乗換えや、料金プランの変更の動きが活発化。
- MNO3社の新料金プラン等の契約数は2021年3月末で約1,100万。新料金プラン等への移行の多くは自社内での料金プラン・ブランドの変更。

## 対応の方向性

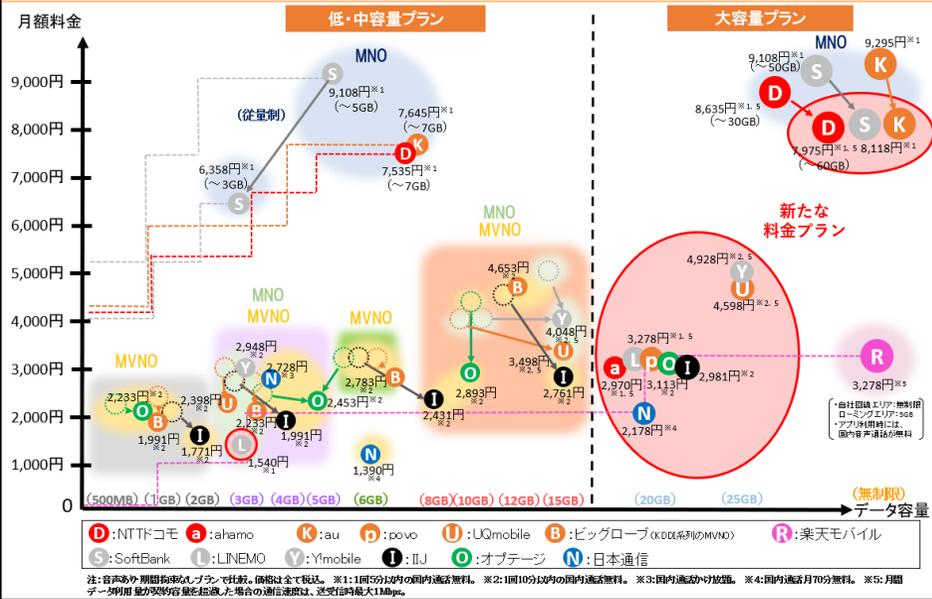
- MNO3社の新料金プラン等について、移行の状況やMVNOとの競争環境に与える影響の分析・検証が必要。
- MVNOのシェアが減少していることから、MVNOとの競争条件については重大な関心を持って検証を継続。
- 大容量や5Gの料金プランについて、国際的に遜色ない水準かも含め、毎年、状況を確認していく必要。

## 移動通信サービスの契約数の推移

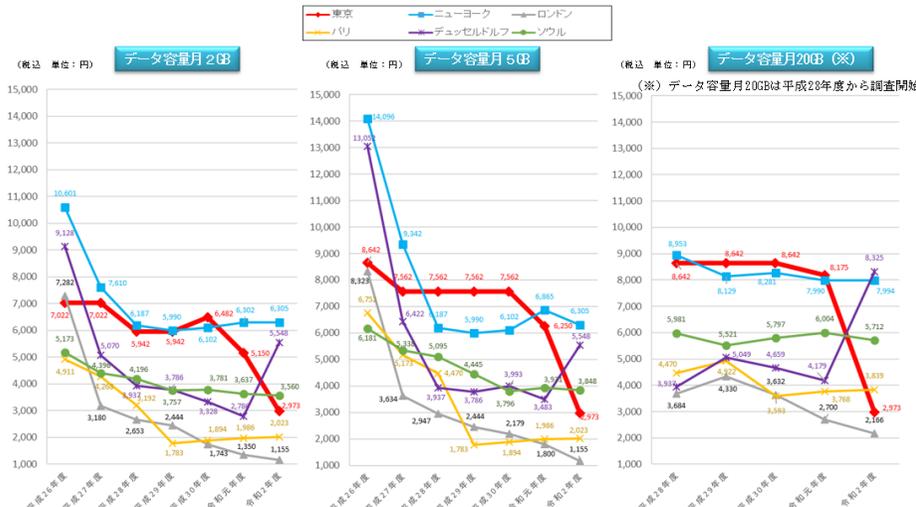


注1:LTEの契約数には、3G及びLTEのどちらも利用可能である携帯電話の契約数が含まれる。  
 注2:5Gの契約数には、LTE及び5Gのどちらも利用可能である携帯電話の契約数が含まれる。  
 (出典)総務省「電気通信サービスの契約数及びシェアに関する四半期データの公表(令和2年度第4四半期(3月末))」

## 2021年9月現在 携帯電話事業者各社の主な料金プランの比較 (出典:各社HPを基に総務省作成)

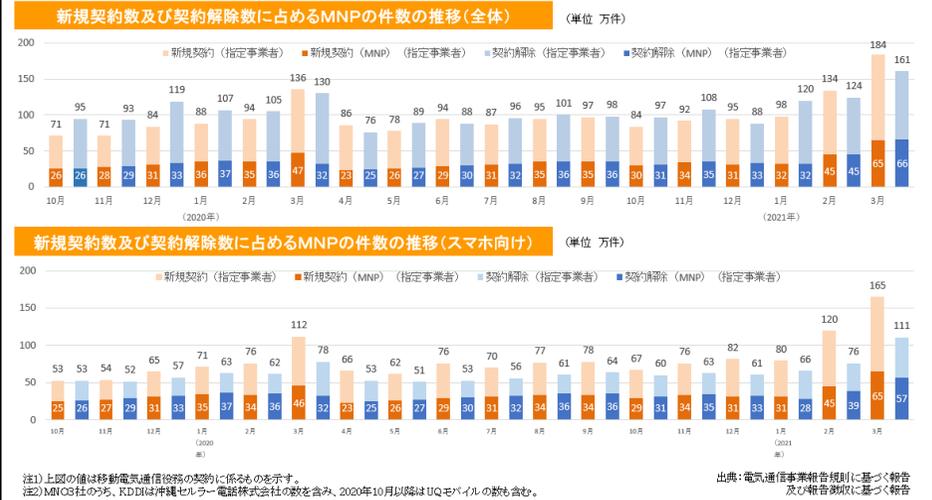


## 電気通信サービスに係る内外価格差調査(令和2年度調査結果) (スマートフォン4G(MNO:シェア1位の事業者)の推移)

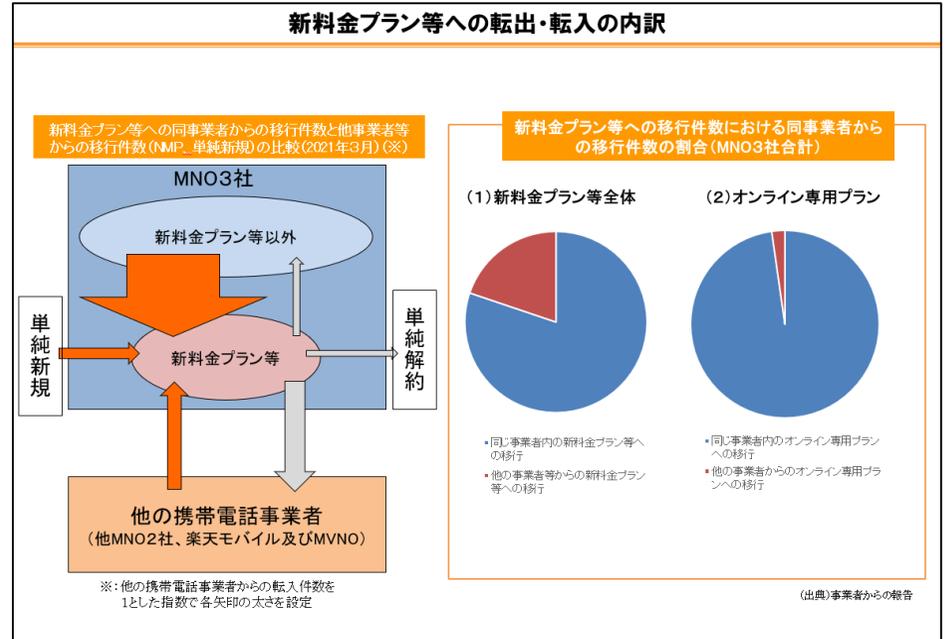
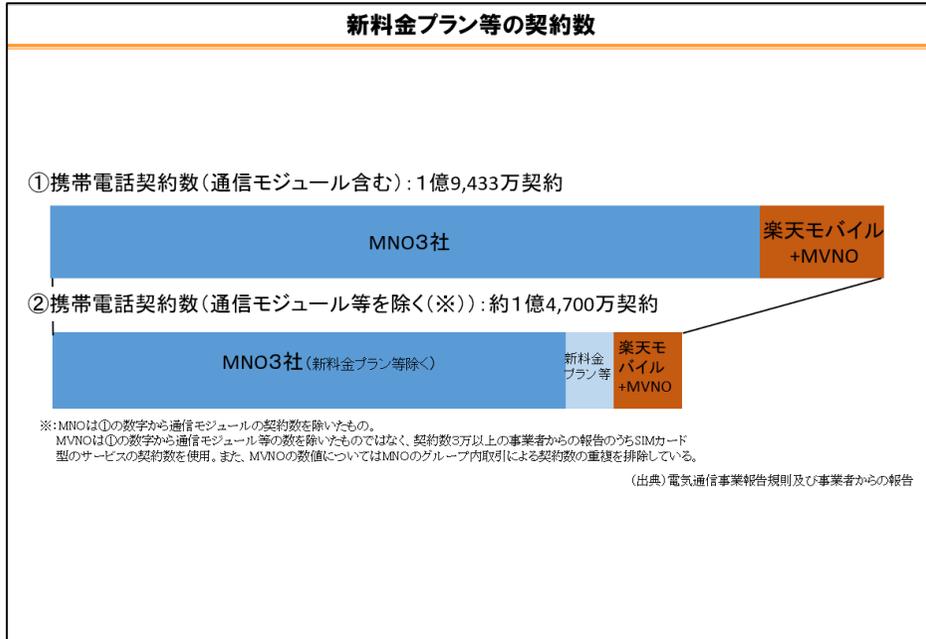


(注1)各年度において通貨換算に用いる購買力平価の値がそれぞれ異なる。  
 (注2)各年度末時点(平成28年度のみ平成28年12月時点)の通信料金を調査している。  
 (注3)平成28年度においてデュッセルドルフではデータ容量月20GBプランを提供していなかったため、提供プランの中で最も容量が多い(18GB)プランと比較。

## 指定事業者の新規契約数及び契約解除数(MNP件数含む)



出典:電気通信事業者規制に基づく報告及び規制情報に基づく報告



### 利用者意識調査結果(すでに乗換えた利用者の動き)

問: (すでに新料金プランに乗換えた者に対して) あなたが乗換えた先の料金プランをお選びください。(n=465)

問: あなたが乗換え前に契約していた携帯電話会社はどこですか。(n=465)

移行先	全体	NTTドコモ: ahamo	KDDI(au): povo	UQモバイル: くりこしプラン S, M, L	ソフトバンク: LINEMO	ワイモバイル: シンプルS, M, L	楽天モバイル: Rakuten UN-LIMIT V1	IIJmio: IIJmioモバイルサービス ガプラン	オプテージ(マイネオ): マイビタ	日本通信: 合理的20GBプラン	その他のMVNO
全体	100.0	20.7	11.7	12.3	2.1	13.0	32.9	2.8	0.8	0.0	3.8
NTTドコモ	23.2	16.5	0.2	0.8	0.0	1.1	3.9	0.2	0.2	0.0	0.2
KDDI(au)	23.5	0.4	11.0	5.6	0.0	0.6	4.8	0.0	0.4	0.0	0.6
UQモバイル	4.7	0.4	0.0	2.7	0.0	0.4	0.8	0.2	0.0	0.0	0.2
ソフトバンク	14.4	0.9	0.0	0.6	1.7	5.9	5.0	0.0	0.0	0.0	0.2
ワイモバイル	7.0	0.0	0.0	1.2	0.2	4.1	1.5	0.0	0.0	0.0	0.0
楽天モバイル(UN-LIMIT Vプラン)	4.4	0.8	0.4	0.2	0.2	0.4	1.9	0.2	0.0	0.0	0.2
楽天モバイル(UN-LIMIT Vプラン以外のプラン)	12.8	1.0	0.0	0.5	0.0	0.0	10.6	0.2	0.0	0.0	0.5
IIJ(IIJmio)	2.7	0.0	0.0	0.4	0.0	0.0	0.9	1.4	0.0	0.0	0.0
オプテージ(マイネオ)	1.9	0.5	0.0	0.0	0.0	0.0	1.3	0.0	0.2	0.0	0.0
その他のMVNO	5.4	0.2	0.0	0.2	0.0	0.5	2.3	0.4	0.0	0.0	1.8

### 利用者意識調査結果(乗換え意向を有する利用者の傾向)

問: あなたが、現在ご自身で費用(通信料金(音声通話料金、データ通信料金等)や、通信料金以外の携帯電話料金(端末代金、アプリの使用料金等)を支払っている携帯電話会社をお選びください。(n=8,000)

問: (新料金プランに乗換えたいという者に対して) あなたが今後乗換えたいと考えている料金プランをお選びください。(n=829)

問: (新料金プランに乗換えたいが乗換え先は検討中という者に対して) あなたが乗換え先として今一番検討している料金プランをお選びください。(n=724)

移行先	全体	NTTドコモ: ahamo	KDDI(au): povo	UQモバイル: くりこしプラン S, M, L	ソフトバンク: LINEMO	ワイモバイル: シンプルS, M, L	楽天モバイル: Rakuten UN-LIMIT V1	IIJmio: IIJmioモバイルサービス ガプラン	オプテージ(マイネオ): マイビタ	日本通信: 合理的20GBプラン	その他のMVNO
全体	100.0	29.7	13.4	7.9	10.4	8.8	22.5	1.9	2.0	1.0	2.4
NTTドコモ	34.2	20.9	0.5	1.0	1.4	1.5	6.9	0.3	0.8	0.1	0.9
KDDI(au)	24.9	2.5	11.4	3.5	1.3	0.6	4.4	0.2	0.3	0.2	0.7
UQモバイル	3.1	0.3	0.2	0.8	0.0	0.1	1.4	0.1	0.1	0.0	0.0
ソフトバンク	17.4	2.3	0.5	0.8	6.3	3.7	3.1	0.4	0.0	0.1	0.2
ワイモバイル	7.8	0.9	0.2	0.5	1.0	2.1	2.7	0.2	0.0	0.3	0.0
楽天モバイル(UN-LIMIT V1プラン)	2.8	1.1	0.1	0.5	0.1	0.1	0.0	0.4	0.3	0.1	0.2
楽天モバイル(UN-LIMIT V1プラン以外のプラン)	4.1	0.7	0.0	0.2	0.3	0.4	2.0	0.2	0.2	0.1	0.1
IIJ(IIJmio)	0.7	0.3	0.0	0.1	0.0	0.0	0.1	0.1	0.0	0.0	0.1
オプテージ(マイネオ)	0.6	0.1	0.1	0.1	0.0	0.0	0.2	0.0	0.1	0.0	0.0
その他のMVNO	4.4	0.6	0.4	0.4	0.1	0.3	1.9	0.0	0.2	0.3	0.3

- 2020年度の端末売上台数は9.5%増、売上高は8.0%減、売上単価は16.0%低下(対前年度比)。
- 低・中価格帯の端末の販売増加、自らのニーズに合った端末を選択する傾向が進展。改正法の効果が一定程度現れつつある。
- 5Gについては、契約数・端末出荷台数とも増加。

## 分析・検証結果

- 2020年度の端末売上台数は9.5%増、売上高は8.0%減。売上単価は16.0%減(いずれも対前年度比)。ヒアリングにおいても低・中価格帯の端末の販売割合が増加しているとの報告あり。端末市場総体として低・中価格帯の販売割合が増加していると推測。
- 2020年10月以降、低・中・高価格帯の端末それぞれが満遍なく選択されている(MNO4社からのデータ)。
- 端末自体の本来の価値を基に、自らのニーズに合った端末を適切に選択し、利用する傾向が進展しつつある。改正法が目指した効果が、端末市場においては一定程度現れつつあると認められる。
- 5Gについては、契約数が1,419万(人口普及率11.9%)まで増加(2021年3月末)。2020年度の5G端末出荷台数は1,101万台(出荷端末全体に占める割合は33.6%)。改正電気通信事業法による規制が、著しい制約になっているとまでは考えられない。
- 中古端末の販売台数が増加。徐々にではあるが浸透しつつある傾向。
- Apple社が、独立系の修理事業者による純正部品を用いた修理が可能となる取組みを、日本を含め世界に拡大すると公表(2021年3月)。

## 対応の方向性

- 今後も、価格帯別の売上台数の推移を含め注視し、改正法の効果についての検証が必要。
- 5Gの普及状況について、契約数、端末売上台数等の状況を確認していく必要。

## 端末売上台数・売上高の推移



※1 MNO社の数値のうち、KDDIの数値は沖縄セルラー電話株式会社及び2020年10月以降はUQモバイルを含む。  
 ※2 2019年4月から9月までの数値については、MNO社以外の指定事業者から報告を受けていないため、内訳の数値を記載していない。  
 ※3 対前年同月比について、2020年4月から9月まではMNO社の数値、10月以降はすべての指定事業者の数値を記載している。  
 出典:電気通信事業報告規則に基づく報告及び報告徴収に基づく報告

## 端末売上台数・売上高の推移(スマートフォン)



※1 MNO社の数値のうち、KDDIの数値は沖縄セルラー電話株式会社及び2020年10月以降はUQモバイルを含む。  
 ※2 2019年4月から9月までの数値については、MNO社以外の指定事業者から報告を受けていないため、内訳の数値を記載していない。  
 ※3 対前年同月比について、2020年4月から9月まではMNO社の数値、10月以降はすべての指定事業者の数値を記載している。  
 出典:電気通信事業報告規則に基づく報告及び報告徴収に基づく報告

## 端末売上単価の推移



※1 MNO社の数値のうち、KDDIの数値は沖縄セルラー電話株式会社及び2020年10月以降はUQモバイルを含む。  
 ※2 2019年4月から9月までの数値については、MNO社以外の指定事業者から報告を受けていないため、内訳の数値を記載していない。  
 ※3 このため、対前年同月比について、2020年4月から9月まではMNO社の数値、10月以降はすべての指定事業者の数値を記載している。  
 出典:電気通信事業報告規則に基づく報告及び報告徴収に基づく報告

## 価格帯別売上台数の構成比(スマートフォン)(MNO4社)

価格帯	月別構成比						合計売上台数の構成比
	2020年 10月	11月	12月	2021年 1月	2月	3月	
16万～	0.4%	1.3%	0.8%	0.7%	0.3%	0.2%	0.6%
14～16万未満	2.2%	3.3%	4.0%	3.6%	1.8%	1.6%	2.7%
12～14万未満	7.2%	9.4%	7.6%	10.5%	6.2%	5.9%	7.7%
10～12万未満	9.8%	10.0%	9.7%	12.0%	9.1%	10.0%	10.1%
8～10万未満	8.3%	26.5%	21.1%	16.7%	11.8%	14.1%	16.7%
6～8万未満	10.6%	7.5%	6.6%	4.8%	5.2%	4.3%	6.4%
4～6万未満	27.9%	15.3%	20.1%	23.0%	20.9%	21.4%	21.2%
2～4万未満	32.0%	25.1%	28.1%	25.2%	38.4%	40.5%	31.9%
～2万未満	1.4%	1.6%	1.8%	3.3%	6.1%	1.8%	2.6%

出典:事業者からの報告

- 上限2万円を超える不適切な端末値引き等は、少なくとも形式上は見られない。
- 覆面調査では、事業法第27条の3の趣旨に反する非回線契約者に対する端末販売拒否の実態を確認。
- 事業者は、違反が行われないよう対策(差異の解消、周知・説明の徹底)を徹底する必要。
- 総務省は、その効果を継続して確認し、是正が図られない場合は、通信料金と端末代金の完全分離の徹底が求められる。

## 検討課題等

### ○ 事業法第27条の3の執行

- ・ 上限2万円を超える不適切な端末値引き等は、少なくとも形式上は見られない。
- ・ 覆面調査では、販売代理店における不適切な説明や、非回線契約者に対する端末販売拒否の実態を確認<sup>(※)</sup>。

※ 販売拒否が確認された店舗の割合

ドコモ:約2割、KDDI:約3割、ソフトバンク:約1割

### ○ 通信料金と端末代金の分離の徹底(端末購入プログラム)

- ・ 回線契約者と非回線契約者の形式的な条件面での差異は解消されつつある(オンライン販売の開始等)。
- ・ 消極的な広告表示、利用者の低い認知度、極めて低調な非回線契約者への端末販売実績等が課題。
- ・ 分離の不徹底が放置されれば、利用者の合理的な選択を妨げ、改正法の趣旨に反する運用実態が継続する懸念。

## 対応の方向性

### ➤ 事業法第27条の3の執行

- ・ 事業者は、違反が行われないよう社内の体制整備・販売代理店への指導等の対策の徹底が必要。
- ・ 総務省は、事業法第27条の3のルールについて、ガイドラインの随時の見直しや、運用面の工夫が必要。

### ➤ 通信料金と端末代金の分離の徹底

- ・ 事業者は、最低限、形式的条件の差異の解消(2022年6月まで)、正確な説明・周知の徹底を行うべき。
- ・ 総務省は、並行して、店頭における覆面調査、理解度調査、非回線契約者への端末販売実績の確認を行い、是正が図られない場合は、通信料金と端末代金の分離の徹底を図ることも視野に。

- 特に旧端末購入プログラムは、競争上問題が大きく、極力早急に解消することが求められる。
- 事業者は、既往契約の早期解消に向けた自主的・積極的な取組が求められる。
- 総務省は既往契約の種類に応じて早期解消に向けたスケジュールを定めることが適当。また、事業者の自主的取組を周波数割当ての審査に活用するなどインセンティブを付与することも検討に値する。

## 検討課題等

### ○ 既往契約を巡る競争環境

- ・ 新料金プランによる競争の活発化・スイッチングコストの低減が進捗する中、既存大手3社が、事業法第27条の3の趣旨に反する既往契約を多く抱えたまま新規事業者やMVNOとの間で顧客獲得を争うことは、対等な競争条件とは言えない。

### ○ 不適合期間拘束契約(違約金9,500円の契約等)→5割程度残存(MNO3社。2021年3月末時点。)

- ・ NTTドコモが違約金留保を撤廃(本年秋)すれば、MNO3社とも適合契約への移行により違約金1,000円以下で乗換えられる環境は整う。

### ○ 不適合利益提供等(旧端末購入プログラム)→5割以上残存(KDDI及びソフトバンク。2021年3月末時点。)

- ・ 改正法施行時から見直しがされておらず、乗換えを妨げる囲い込み効果が継続。

## 対応の方向性

- 不適合期間拘束契約については、利用者利益にも配慮しつつ、移行完了時期を定め、移行を図ることが適当。
- 旧端末購入プログラムについては、競争上問題が大きく、極力早急に解消することが強く求められる。
- 事業者は、既往契約の早期解消に向けた自主的・積極的な取組が求められる。
- 総務省は、既往契約の種類に応じて早期解消に向けたスケジュールを定めた上で、事業者に積極的な取組みを求めることが適当。必要に応じて、事業者の取組を周波数割当て(プラチナバンドなど既存周波数の再割当てを含む。)の審査に活用するなどインセンティブを付与することも検討に値する。

- 携帯電話の音声通話料金（従量制料金）は、10年以上20円/30秒のまま。
- MNO3社の音声卸料金の高止まりにより競争が制限され、コストを大きく上回る高水準で硬直。
- 接続メニューや卸料金の見直しが継続的に進むような制度的枠組みの構築が必要。

## 検討課題等

- 音声通信市場は、移動通信市場において一定の規模。今なお広く利用されている基本的なサービス。
- MNO3社の音声通話料金（従量制料金）は10年以上も20円/30秒（120円/3分）のまま高止まり。MVNOには、条件を整えば、従量制料金の単価を引き下げようというニーズが十分にある。
- これまでは、MNOの音声卸料金が全く引き下げられなかったため、従量制料金を引き下げ得る事業者がMNO3社以外に存在せず。競争が制限される環境の中で、MNO3社が横並びで従量制料金の単価を維持。
- 他方で、MNO3社は、定額制・準定額制の導入を通じて自身の音声通話料金を実質的に引き下げ。実質的な小売料金を上回る料金水準で音声卸役務を提供してきたことは非常に問題が大きい。

## 対応の方向性

- 音声通話料金（従量制料金）は、小売料金の一環であり、事業者の戦略の中で決定されることが原則。
- 接続メニューの追加等により問題は解消されつつあり、従量制料金の「相場」引下げなど、競争の活性化が期待される。競争環境について検証していく必要。
- 音声通話サービスに限らず、検証を要するサービスについて、接続料や卸料金の妥当性を検証すべき。
- 継続して接続メニューや卸料金の見直しが進むような制度的な枠組みを構築することが必要。有効なルールの在り方について、別途専門的に検討を進め、速やかに所要の制度整備を図ることが必要。

- MNP手数料原則無料化、SIMロック原則禁止、キャリアメール持ち運び等により、スイッチングコストが一定程度低減。
- 解約を妨げる行為(noindexタグ設定)の禁止やオンライン手続の24時間化等をガイドラインで規定すべき。
- スwitchingコスト解消に向けた事業者の自主的・積極的な取組が求められ、総務省は事業者の取組や解消状況を継続して確認。

## 検討課題等

### ○ 報告書2020以降の動向

- ・ MNP手数料原則無料化、事業者内プラン変更時の手数料・手続見直し等が進捗。

### ○ スイッチング円滑化タスクフォース

- ・ eSIMを2021年夏頃目処に導入、SIMロックを原則禁止(2021年10月以降)、キャリアメール持ち運びを2021年中目処に実現を目指すこと、MNPのワンストップ化に向けて今後具体的に検討等の方向性が示され、具体的な取組を開始。

### ○ その他

- ・ オンライン解約手続や、一部プランの端末補償サービス等について、MNO4社は対応済又は対応予定。

## 対応の方向性

- 解約手続説明ページの非表示設定(noindexタグ設定)等の利用者の利益や公正な競争を阻害するおそれがある行為の禁止や、オンライン手続の24時間化をガイドラインで規定すべき。
- オンライン解約手続や端末補償サービスの継続利用条件撤廃が求められる。
- 端末の対応周波数帯やセット販売による割引について、今後、関連の状況を注視。
- スwitchingコスト解消に向けた事業者の自主的かつ積極的な取組が求められる。総務省は事業者の取組や解消状況を継続して確認し、事業者の取組が進まない場合、対応を促すインセンティブを付与することも検討。

- 非回線契約者への端末販売拒否の要因として、端末単体販売をしても赤字又は利益が出ない構造を確認。
- 事業法第27条の3違反を助長する手数料・奨励金体系等をガイドラインで禁止し、違反が是正されているか継続して確認。

## 検討課題等

- 覆面調査で、事業法第27条の3の通信料金と端末代金の完全分離の趣旨に反する非回線契約者への端末販売拒否の実態を確認(※)。

※ 覆面調査で販売拒否が確認された店舗の割合 NTTドコモ:約2割、KDDI:約3割、ソフトバンク:約1割

- 要因として、販売代理店が非回線契約者に対して端末を販売しても赤字又は利益が出ない構造を確認。
  - ① MNOが販売代理店に卸す端末の値付けが制限されるような仕組み
  - ② 非回線契約者への端末単体販売でほぼ利益が出ない手数料体系等

## 対応の方向性

- 違反を助長するような手数料・奨励金体系等をガイドラインで禁止し、違反が是正されているか継続して確認。
  - 回線契約の有無にかかわらず、端末の販売に係るコストが賄われ、かつ適正な利益が確保されるような手数料体系や端末卸価格・直販価格の設定が最低限必要。
  - 回線契約を伴う端末販売によって得られる利益が端末単体販売によって得られる利益を大幅に上回るような手数料・奨励金体系等は、販売拒否の強いインセンティブが働く構造が生じる可能性。

- 工事費や期間拘束契約等が円滑な乗換えを妨げ、過度な囲い込みが生じることのないよう、
  - ① 電気通信事業法上問題となる行為をガイドラインにより明確化するとともに、
  - ② 工事自体の削減について事業者間協議を実施
- 引き続き、事業者のガイドラインへの対応状況の確認、工事削減の早期実現を促進。

## 検討課題等

- 2020年12月にガイドライン(※)を改定し、期間拘束契約の期間を超える工事費の分割支払いしか選択できないことや、無料解約期間が3か月未満であること等を、電気通信事業法上問題となる行為として追加。

※「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」(総務省・公正取引委員会)

- 戸建の引込み線工事について、ともにNTT東西の設備を利用している、接続事業者、光コラボ事業者の間での設備転用が可能となるよう、事業者間で協議を実施。

## 対応の方向性

- 2021年7月1日までにガイドラインに適合した対応を行うよう総務省から事業者に求めた結果、数社を除いて措置を実施済との報告を受けたが、措置未実施の事業者に対し、引き続き対応を求めていくことが必要。
- 戸建の引込み線転用について、総務省がより関与することも検討し、実現の早期化を促していくことが適当。NTT東西の設備を利用していない自己設置事業者も含めた協議や標準設備化等について総務省及び関係事業者において、課題の整理、対応の可能性について検討。